

**令和6年度
津幡町英語スピーチコンテスト要項
及び 審査のガイドライン**

津幡町教育委員会

第17回 津幡町英語スピーチコンテスト実施要項

津幡町教育委員会

1. 目的 次代を担う児童・生徒が国際的感覚を身に付けることを支援するとともに、英語教育活動の推進に寄与することを目的とする。
2. 主催 津幡町教育委員会
3. 協力 津幡町学校教育研究会 石川工業高等専門学校 河北郡市教育振興会
4. 日時 令和7年1月18日(土) 9:00~12:15
(受付 8:20~8:35)
5. 場所 津幡町文化会館「シグナス」ホール
6. 対象 町内在住の小学5年生から中学3年生。
7. 内容 (1) 小学生部門
 - ・ 5年生の部 (ALTとペア)
テーマA・Bから選択し、ALTと会話(1分程度)
 - ・ 6年生の部 (ペア)
テーマA・Bから選択し、ペアで会話(時間制限2分以内)(2) 中学生部門 (ペア)
 - ・ 1年生のみ
テーマA・Bから選択し、ペアで会話(時間制限2分以内)(3) プレゼンスピーチ部門
 - ・ 小学生の部 (5・6年生)
 - ・ 中学生の部 (1~3年生)
自作英文スピーチ(時間制限2分以内)
8. 審査基準 (1) 小学生部門 5年生の部 (満点90点)
 - ① 発音・イントネーション
 - ② 表現力
 - ③ デリバリー(2) 小学生部門 6年生の部 (満点100点)
 - ① 発音・イントネーション
 - ② 表現力
 - ③ デリバリー
 - ④ 独創性
 - ⑤ 時間制限(2分以内)(減点対象)(3) 中学生部門 (満点100点)
 - ① 発音・イントネーション
 - ② 表現力・デリバリー
 - ③ 内容
 - ④ 構成・独創性
 - ⑤ 時間制限(2分以内)(減点対象)

(4) プレゼンスピーチ部門（満点100点）

- ① 発音・イントネーション
- ② 表現力・デリバリー
- ③ 内容
- ④ 構成・独創性
- ⑤ 暗唱（減点対象）※原稿の持ち込みは可能とする。
- ⑥ 時間制限（2分以内）（減点対象）

(5) その他

- ① 次の審査基準については、以下の内容を含み、総合的に審査をする。
 - ・表現力 … 声、アイコンタクト、表情
 - ・デリバリー … リズム、間の取り方、速さ
- ② 小学生部門、中学生部門は小道具・写真等を使用しない。
プレゼンスピーチ部門は、小道具・写真などプレゼンテーションに必要なものは使用してもよい。ただし、全て出場者自身が用意し操作できるもののみとする。
- ③ 小学生部門5年生部門では、会話以外の部分での演技は行わない。
- ④ ペアでの対話時の体の向きは問わない。

9. 審査員

- (1) 審査員長 石川工業高等専門学校 教員
- (2) 審査員 津幡町教育委員会 国際交流員（全部門）
津幡町立中学校 英語科担当教員（小学生部門のみ）
津幡町教育委員会 語学指導協力員（中学生部門のみ）
津幡町教育委員会 国際交流活動推進員（プレゼンスピーチのみ）

10. 表彰

- (1) 小学生部門5年生の部 最優秀賞1人、優秀賞2人
- (2) 小学生部門6年生の部 最優秀賞1組、優秀賞2組
- (3) 中学生部門 最優秀賞1組、優秀賞2組
- (4) プレゼンスピーチ部門
小学生の部 最優秀賞1人、優秀賞2人
中学生の部 最優秀賞1人、優秀賞1～2人程度

11. 参加費

無料

12. 申込み

- (1) 町内小中学校に在籍する児童生徒は、申込書を在籍する学校の担任の先生に提出
- (2) 町外小中学校に在籍する町内在住の児童生徒は、申込書を津幡町教育委員会学校教育課に提出

13. 受付期間

令和6年11月15日（金）～12月6日（金）（土日祝日は除きます。）
8：30～17：15まで

14. 問合先

津幡町役場3F 津幡町教育委員会学校教育課

TEL:076-288-6700 FAX:076-288-6436
メール:gakkoukyouiku@town.tsubata.lg.jp

第17回 津幡町英語スピーチコンテスト審査のガイドライン

I. 審査員について

1. 審査員長

石川工業高等専門学校 教員を審査員長とする。

- ・ 審査員長は、審査における協議の司会および意見の調整を行う。
- ・ 審査が難航した際には、審査員長の審査観点を重要視し、入賞者を決定することができる。

2. 審査員構成

下記5名の審査員のうち3人が、部門ごとの審査を行う。

- ・ 石川工業高等専門学校 教員（全部門）審査員長
- ・ 津幡町教育委員会 国際交流員（全部門）
- ・ 津幡町立中学校 英語科担当教員（小学生部門のみ） ※2中学校が隔年で務める。
- ・ 津幡町教育委員会 語学指導協力員（中学生部門のみ）
- ・ 津幡町教育委員会 国際交流活動推進員（プレゼンスピーチのみ）

部門	小学生部門		中学生部門	プレゼンスピーチ部門	
	5年生の部	6年生の部	1年生	小学生の部（5、6年生）	中学生の部（1～3年生）
審査員長	審査員長		審査員長	審査員長	審査員長
審査員A	国際交流員		国際交流員	国際交流員	国際交流員
審査員B	中学校教員		語学指導協力員	国際交流活動推進員	国際交流活動推進員

II. 審査基準について

各部門、3人の審査員が審査・協議を行う。

審査基準は要項に定めた項目とする。

III. 審査について

1. 審査員の持ち点について

審査員1人あたりの持ち点は10点とし、先に掲げた審査基準に基づき、審査を行う。

2. 審査員が審査する項目について

(1) 小学生部門①5年生の部

審査項目	審査員長	審査員A	審査員B
1. 発音・イントネーション	10	10	10
2. 表現力	10	10	10
3. デリバリー	10	10	10
合計点	30	30	30
審査員（審査員長・審査員A、B）総合点	90		

(2) 小学生部門②6年生の部

審査項目	審査員長	審査員A	審査員B
1. 発音・イントネーション	10	10	10
2. 表現力	10	10	10
3. デリバリー	10	10	10
4. 独創性	10		
合計点	40	30	30
審査員（審査員長・審査員A、B）総合点	100		

(3) 中学生部門

審査項目	審査員長	審査員A	審査員B
1. 発音・イントネーション	10	10	10
2. 表現力・デリバリー	10	10	10
3. 内容	10	10	10
4. 構成・独創性	10		
合計点	40	30	30
審査員（審査員長・審査員A、B）総合点	100		

(4) プレゼンスピーチ部門

審査項目	審査員長	審査員A	審査員B
1. 発音・イントネーション	10	10	10
2. 表現力・デリバリー	10	10	10
3. 内容	10	10	10
4. 構成・独創性	10		
合計点	40	30	30
審査員（審査員長・審査員A、B）総合点	100		

(5) その他

審査項目にある「構成・独創性」については、出場者から提出された原稿も審査対象とする。

なお、審査員長は出場者から提出された原稿を事務局より事前に受け取り、審査にあたることとする。

3. 減点対象について

以下については、それぞれ総合点から減点する。

(1) 暗唱

	時折、原稿を見る	半分程度、原稿を見る	全て原稿を見る
減点	1	2	3

(2) 時間制限

タイムオーバー	1～15秒	16～30秒	31秒～
減点	1	2	3

4. 留意すべき点について

- (1) 審査は厳正かつ公平に行われるものとする。審査員が審査を協議している際の入室については、関係者のみとし、他の者の入室は禁じる。
- (2) 全ての審査員は、審査を行う部門の出場者への事前の指導・助言を控えることとする。
- (3) 審査員の総合点、減点などを基に、最優秀賞・優秀賞を決定する。
- (4) 審査が難航した際には、審査員長の審査観点を重要視し入賞者を決定することができる。
- (5) 出場者から提出された原稿については原本を印刷し、審査員、コンテスト来場者に配付する。また、提出締切日以降の原稿差替えについては認めない。
- (6) 審査結果は、コンテスト実施日以降に、要望のあった学校に開示する。ただし、開示する結果は当該学校分のみとする。

